

非正規切りに遭った労働者に対する緊急支援と労働者派遣法の抜本的改正を求める会長声明

アメリカの金融危機に端を発した世界的な不況の中、自動車や電機の大手企業などで、派遣労働者などの非正規労働者を解雇・雇い止めにする“非正規切り”が次々と行われている。厚生労働省の調査では、昨年10月から今年3月までの間に失業する非正規労働者は8万5000人以上にのぼるとされる。しかも、住居の状況が判明しているのは約3万5000人であり、そのうち2000人以上が寮などを追われて住まいも失っている。残りの約5万人については住居喪失の有無を把握できており、実際の住居喪失者の数は更に増加することが予想される。

こうした中、市区町村の役所が休業となる年末年始の間、NPO法人・弁護士・労働組合などからなる市民の自主的組織が、仕事や住居を失った労働者に対し食事や宿泊場所を提供した日比谷公園での「年越し派遣村」には、“非正規切り”に遭った労働者などが、主催者側の予想を大きく上回って約500人も集まるという事態となった。仕事をなくし自殺を考えていた非正規労働者もこの「年越し派遣村」で生き延びることができたなどの報道もあり、市民の自發的活動が労働者の命を救った形となつた。

しかし本来、仕事や住居を失った労働者の救済は、生存権保障の理念からすれば国の責任で行われるべきものである。「年越し派遣村」の主催者が要求するまで宿泊場所の提供等の対応をしなかつた国及び自治体には、事態の深刻さの認識において強い反省が求められるとともに、雇用保険財源の有効活用、雇用促進住宅や公営住宅の利用、就職安定資金融資の活用、及び生活保護の迅速な決定などを行うことによって“非正規切り”に遭った労働者に対する緊急支援に全力で取り組むことが求められている。

そもそも今日の“非正規切り”による労働者の窮状は、従前禁止されていた労働者派遣の解禁、およびそれに続く相次ぐ労働者派遣法の改正などの労働分野での規制緩和により、労働者保護のための法規制が弱められ、正規労働者が非正規労働者に置き換えられていったために生じたものである。

このように今般の労働者の窮状の原因は明確であるにも拘わらず、政府が昨年11月4日に国会に提出した労働者派遣法の改正案は、派遣対象業務を限定せず、労働者が極めて不安定な地位に置かれる登録型派遣も禁止せず、派遣業者の得るマージン率も無制限のまま放置するなど、現在の労働者派遣法によって生じている問題を解決するものには到底なっていないばかりか、かえって、常用型派遣に事前面接を許容することによって正規労働者の常用型派遣への置き換えを進行させるなど、労働者の保護を後退させる側面すら有るものとなっている。

“非正規切り”が横行する今こそ労働者の権利保護を強化すべきであり、派遣労働者の保護を弱めるような、時代に逆行した労働者派遣法の改正は到底容認できない。

よって、当会は、国及び自治体に対し、“非正規切り”に遭った労働者に対する緊急支援に全力で取り組むことを求めるとともに、国に対し、現在審議されている労働者派遣法改正案ではなく、真に労働者の権利を保護する労働者派遣法への抜本的改正を強く求めるものである。

2009(平成21)年1月15日
東京弁護士会会长 山本 剛嗣

死刑執行に関する会長声明

1. 本日、名古屋拘置所において2名、福岡拘置所において1名、東京拘置所において1名の合計4名の死刑確定者に対して死刑が執行された。

福田内閣時代、鳩山邦夫法相、保岡興治法相を通して一昨年12月から昨年9月までの短期間に16名の死刑が執行された。麻生内閣に入ってからも、森英介法相が昨年10月に2名の執行をみとめたことに続き、今回森法相は4名の大量執行を認めたのである。結局、昨年は15名の死刑確定者の執行が行われ、今年に入ってからも4名の死刑が執行されたことになり、死刑の大量執行の流れは定着し、死刑に対する慎重な態度は既に反故にされたと言ってよい。

2. 死刑執行を巡る国際的政治状況

(1) 1989年12月15日、国連総会で、国際人権規約第二選択議定書(死刑廃止国際条約)が採択された。
(2) 2007年5月18日、国連の拷問禁止委員会は、日本政府報告書に対する最終見解を示し、日本における死刑制度の問題を指摘した上で、死刑の執行を速やかに停止すべきことを勧告した。
(3) 2007年11月15日、国連総会第3委員会は、「全世界的な死刑の執行停止を求める決議」を採択し、死刑存置国に対して、死刑の廃止を視野に入れて執行の停止を確立すること等を求めた。
(4) このように、死刑という刑罰を巡る国際潮流は確実に死刑の執行停止あるいは死刑の廃止に向けて動いている。

ヨーロッパでは、既に死刑存置国は野蛮な国という国際常識が形成されており、死刑廃止がEUの参加条件となっている。死刑存置国であるアメリカ合衆国でも、死刑廃止州が拡大している。

アジアにおいても、1994年フィリピンは一旦復活していた死刑を再び廃止し、韓国では10年以上死刑執行が行われず、事実上の死刑廃止国とみなされている。

(5) このような国際潮流の中で、日本における現在の死刑の執行状況は突出しており、日本は世界の潮流の中で、孤立化の途をたどっている。

3. 死刑と人権問題

- (1) 最近重大犯罪事件を巡り、一部のマスコミが加熱報道し、国民の応報感情を煽っているとしか見えない状況となっている。
- (2) これに対し、一部の法学者、法律実務家、宗教家、刑務官、マスコミから繰り返し死刑の合憲性、必要性、相当性等について疑問が呈されている。
- (3) 平成20年5月には、自民、民主、公明、共産、社民、国民新党的議員で構成される「量刑制度を考える超党派の会」が結成され、死刑と無期刑の間に仮釈放を認めない終身刑の創設が提案されるなど国会の中でも死刑についての論議が始まっている。
- (4) このような状況の中で、少なくとも死刑という制度は刑罰の中では例外的な制度であり、慎重に判断がなされ、執行されるべきであるという点については、刑事実務家の間でかなりの程度でコンセンサスが得られていると考えられる。

4. 当会の立場

- (1) 当会はこれまで死刑執行に際して、その都度会長声明・談話を発表し、一貫して法務大臣に対して
 1. 死刑確定者の処遇の現状を含め、死刑制度全般に対する情報を公開すること
 2. 国連や欧州評議会の動向を考察し、死刑廃止の是非を含め、わが国の刑事司法、刑罰制度のあり方の議論を国民的規模で行うこと
 3. 死刑執行に一層の慎重を期し、死刑制度についてのこれらの議論が尽くされるまでは、死刑の執行を行わないことを要望してきた。
- (2) 当会は、今回の死刑執行に遺憾の意を表明すると共に、法務大臣に対しては、刑事実務家の立場を尊重し、当会これまで再三にわたって表明してきた要望の実現に向けて誠実に対応するよう重ねて求めるものである。

2009(平成21)年1月29日
東京弁護士会会长 山本 剛嗣